

ID: 292

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習・文化財課

処分の概要	特別の設備の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市公民館条例 第12条		
例 規 番 号	平成17年条例第165号		
【根拠条文】 (特別の設備) 第12条 使用者は、公民館に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日